

## 府中市桜が丘団地複数区画購入助成金交付要綱

### (目的)

第1条 府中市土地開発公社（以下「公社」という。）は、府中市桜が丘団地（以下「団地」という。）の販売促進と街並み・住環境整備を推進するために、団地内で複数区画（2区画以上の土地をいう。以下同じ。）を購入する者に対し、公社理事長（以下「理事長」という。）が予算の範囲内において行う府中市桜が丘団地複数区画購入助成金（以下「助成金」という。）の交付について、この要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売用地 公社が販売する団地内の土地をいう。
- (2) 土地 公社が販売した団地内の土地をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、助成対象者及び同一世帯の者全員に、市町村民税及び税外収入金の滞納がないものに限る。

- (1) 販売用地を複数区画購入するものであること。
- (2) 土地を所有する者（以下「所有者」という。）で現在の所有地の他に販売用地を購入するものであること。
- (3) 所有者の一親等以内の親族で販売用地を購入するものであること。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に定める者が、2区画以上購入する場合、最低価格の販売用地を除く販売用地価格の合計額の10分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (2) 前条第2号及び3号に定める者が、1区画以上購入する場合、新たに購入する販売用地価格の合計額の10分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

### (助成金の交付申請等)

第5条 この助成金を受けようとする者は、販売用地購入申込書提出後、売買契約締結までに、助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

- (1) 市町村民税完納証明書

(2) 所有者の一親等以内の親族が販売用地を購入する場合は、戸籍謄本等一親等関係を証明する書類

(3) その他理事長が特に必要と認める書類

2 理事長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。この場合において、理事長は、必要な条件を付することができる。

（助成金の請求）

第6条 前条の交付決定の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、販売用地購入決済後、助成金請求書（別記様式第3号）により理事長に助成金の交付を請求するものとする。

2 理事長は、前項の請求があったときは、速やかに当該助成決定者に助成金を交付するものとする。

3 助成金の交付は、1件につき1回限りとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 助成決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、理事長がやむを得ないと認めた場合は、返還金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 虚偽又は不正の事実により助成金の交付を受けたとき。

(2) 交付条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らし、理事長が不相当と認めるとき。

（報告）

第8条 理事長は、必要と認めるときは、この事業に関し助成決定者に報告を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

府中市桜が丘団地複数区画購入助成金交付申請書

年 月 日

府中市土地開発公社 理事長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩

府中市桜が丘団地数区画購入助成金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 購入予定区画 (1) \_\_\_\_\_ 円  
及び販売価格 (2) \_\_\_\_\_ 円  
(3) \_\_\_\_\_ 円

2 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 既購入区画

4 3の所有者 住所  
氏名

5 添付書類

- (1) 市町村民税完納証明書
- (2) 所有者の一親等以内の親族が販売用地を購入する場合は、戸籍謄本等一親等関係を証明する書類
- (3) その他理事長が特に必要と認める書類

6 誓約事項

- (1) 私及び世帯員に税外収入金の滞納はありません。
- (2) 同要綱第7条の規定に該当し、助成金の返還を命じられた時は、これに従います。

## 助成金請求書

件 名                    府中市桜が丘団地複数区画購入助成金

請求金額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

ただし、平成    年    月    日付指令府土開第            号により助成金交付の決定を受けた府中市桜が丘団地定複数区画購入助成金として上記のとおり請求します。

平成    年    月    日

府中市土地開発公社 理事長 様

住所

氏名

⑩

振込先

|              |                       |  |  |  |  |  |  |  |  |         |
|--------------|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|---------|
| 振込先<br>金融機関名 | 銀行<br>農協・労働金庫<br>信用組合 |  |  |  |  |  |  |  |  | 店<br>支店 |
| 口座番号         | 当座・普通                 |  |  |  |  |  |  |  |  |         |
| フリガナ         |                       |  |  |  |  |  |  |  |  |         |
| 口座名義         |                       |  |  |  |  |  |  |  |  |         |